

八街市告示第129号

障害者の生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の生活及び社会生活を総合的に支援するための法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和8年4月15日

八街市長 北村 新司

記

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 社会福祉法人開拓
  - (2) 所在地 千葉県八街市文違73番地2
  
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称 相談支援事業所 銀河鉄道
  - (2) 所在地 千葉県八街市八街に66番地3
  
- 3 指定年月日  
令和8年5月1日
  
- 4 指定等に係る事業の種類
  - (1) 特定相談支援事業
  - (2) 障害児相談支援事業
  
- 5 事業の主たる対象者  
事業の主たる対象とする障害の種類 無し
  
- 6 事業所番号
  - (1) 特定相談支援事業所 1234500070
  - (2) 障害児相談支援事業所 1274500089